電気工事業者向け

電気工事業の業務の適正化に関する法律

簡単な解説とポイント

福島県危機管理部消防保安課

＜電気工事業の業務の適正化に関する法律　簡単な解説とポイント　目次＞

[第１章　総則](#§１)

[第　１条　　　目的](#＃１)………………………………………………………………………Ｐ　２

[第　２条　　　定義](#＃２)………………………………………………………………………Ｐ　３

[第２章　登録等](#§２)

[第　３条　　　登録](#＃３)………………………………………………………………………Ｐ　５

[第　４条　　　登録の申請](#＃４)………………………………………………………………Ｐ　７

[第　５条　　　登録の実施](#＃５)………………………………………………………………Ｐ１０

[第　６条　　　登録の拒否](#＃６)………………………………………………………………Ｐ１１

[第　７条　　　登録証の交付](#＃７)……………………………………………………………Ｐ１２

[第　８条　　　登録行政庁の変更の場合における経過措置等](#＃８)………………………Ｐ１３

[第　９条　　　承継](#＃９)………………………………………………………………………Ｐ１５

[第１０条　　　変更の届出](#＃１０)………………………………………………………………Ｐ１８

[第１１条　　　廃止の届出](#＃１１)………………………………………………………………Ｐ２０

[第１２条　　　登録証の再交付](#＃１２)…………………………………………………………Ｐ２１

[第１３条　　　登録の失効](#＃１３)………………………………………………………………Ｐ２２

[第１４条　　　登録の消除](#＃１４)………………………………………………………………Ｐ２３

[第１５条　　　登録証の返納](#＃１５)……………………………………………………………Ｐ２４

[第１６条　　　登録電気工事業者登録簿の謄本の交付等](#＃１６)……………………………Ｐ２５

[第１７条　　　登録の消除の場合における電気工事の措置](#＃１７)…………………………Ｐ２６

[第１７条の２　自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等](#＃１７－２)……………Ｐ２７

[第１７条の３　事業開始の延期等の勧告](#＃１７－３)………………………………………………Ｐ３０

[第１８条　　　省令への委任](#＃１８)……………………………………………………………Ｐ３１

[第３章　業務](#§３)

[第１９条　　　主任電気工事士の設置](#＃１９)…………………………………………………Ｐ３３

[第２０条　　　主任電気工事士の職務等](#＃２０)………………………………………………Ｐ３５

[第２１条　　　電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止](#＃２１)…Ｐ３６

[第２２条　　　電気工事を請け負わせることの制限）](#＃２２)………………………………Ｐ３７

[第２３条　　　電気用品の使用の制限](#＃２３)…………………………………………………Ｐ３８

[第２４条　　　器具の備付け](#＃２４)……………………………………………………………Ｐ３９

[第２５条　　　標識の掲示](#＃２５)………………………………………………………………Ｐ４０

[第２６条　　　帳簿の備付け等](#＃２６)…………………………………………………………Ｐ４２

[第４章　監督](#§４)

[第２７条　　　危険等防止命令](#＃２７)…………………………………………………………Ｐ４４

[第２８条　　　登録の取消し等](#＃２８)…………………………………………………………Ｐ４６

[第２９条　　　報告及び検査](#＃２９)……………………………………………………………Ｐ４８

[第３０条　　　聴聞の特例](#＃３０)………………………………………………………………Ｐ４９

[第３１条　　　審査請求の手続における意見の聴取](#＃３１)…………………………………Ｐ５０

[第５章　雑則](#§５)

[第３２条　　　手数料](#＃３２)……………………………………………………………………Ｐ５３

[第３３条　　　苦情の処理](#＃３３)………………………………………………………………Ｐ５４

[第３４条　　　建設業者に関する特例](#＃３４)…………………………………………………Ｐ５５

[第３５条　　　権限の委任………………………………………………………………Ｐ５８](#＃３５)

※第６章の罰則は、各条に落とし込んでいるため、省略しました。

電気工事業の業務の適正化に関する法律

[第１章　総則](#§１)

（参考）

太枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律（最新：R5.3.20）

細枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（最新：R5.3.20）

破線枠…電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）（最新：R2.12.28）

|  |
| --- |
| （目的）  第１条　この法律は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。 |

**１　この条で決まっていること**

　　この法律の目的が定められています。

|  |
| --- |
| （定義）  第２条　この法律において「電気工事」とは、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第２条第３項に規定する電気工事をいう。ただし、家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事を除く。  ２　この法律において「電気工事業」とは、電気工事を行なう事業をいう。  ３　この法律において「登録電気工事業者」とは次条第１項又は第３項の登録を受けた者を、「通知電気工事業者」とは第17条の２第１項の規定による通知をした者を、「電気工事業者」とは登録電気工事業者及び通知電気工事業者をいう。  ４　この法律において「第一種電気工事士」とは電気工事士法第３条第１項に規定する第一種電気工事士を、「第二種電気工事士」とは同条第２項に規定する第二種電気工事士をいう。  ５　この法律において「一般用電気工作物等」とは電気工事士法第２条第１項に規定する一般用電気工作物等を、「自家用電気工作物」とは同条第二項に規定する自家用電気工作物をいう。 |

**１　この条で決まっていること**

　　この法律で使う用語の定義がなされています。

**２　参考**

　○　電気工事業とは、第1項の電気工事の施工を反復・継続して行う事業をいい、次のような場合は電気工事業に該当しません。

・他の者から依頼を受けないで電気工事を行う場合

・試験的、一時的に電気工事を行う場合

・住宅メーカーが、自らがアフターサービスとして一時的に行うコンセントやスイッチの取り替え

　○一般用電気工作物等、自家用電気工作物の定義は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 一般用電気工作物等 | 自家用電気工作物 |
| ○600V以下で受電する需要設備又は小出力発電設備で、構外にわたる配電線路を有さない設備。  ○小出力発電設備以外の発電設備がない等安全性の高い電気工作物  （例）一般家庭、商店、小規模事業所等の屋内配線等、家庭用太陽光発電・燃料電池発電等の小出力発電設備 | ○事業用電気工作物（一般用電気工作物以外の電気工作物）のうち、電気事業の用に供する電気工作物以外のもの  （例）工場・ビル等の600Vを超えて受電する需要設備（発電所も含まれる） |

電気工事業の業務の適正化に関する法律

[第２章　登録等](#§２)

（第34条第１項の規定により、建設業法の許可を受けた建設業者は適用されません。）

（参考）

太枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律（最新：R5.3.20）

細枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（最新：R5.3.20）

破線枠…電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）（最新：R2.12.28）

|  |
| --- |
| （登録）  第３条　電気工事業を営もうとする者（第17条の２第１項に規定する者を除く。第３項において同じ。）は、２以上の都道府県の区域内に営業所（電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣の、１の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。  ２　登録電気工事業者の登録の有効期間は、５年とする。  ３　前項の有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。  ４　更新の登録の申請があつた場合において、第２項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。  ５　前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録電気工事業者（一般用電気工作物、又は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物を扱う業者）として電気工事業を営もうとする者は経済産業大臣（複数の都道府県に営業所を設置する場合）、又は、都道府県知事（１つの都道府県に営業所を設置する場合）の登録を事前に受ける必要があります。

　○　登録電気工事業者の登録の有効期間は５年です。

　○　登録満了日後も引続き登録電気工事業者として電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受ける必要があります。

**２　参考**

　★第２項

例えば令和６年２月１日に登録された登録電気工事業者の登録満了日は令和１１年２月１日となります。（登録の翌日が起算日）

　※　福島県においては登録申請を受け付ける機関は別表のとおりとなります。

**３　違反をすると**

法第36条により、次に該当する者は、１年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又は、これを併科されます。

○　第３条第１項又は第３項の登録を受けないで電気工事業を営んだ者

○　不正の手段により第３条第１項又は第３項の登録を受けた者

**４　手数料**

　○新規登録

１件につき22,000円（福島県収入証紙によりお支払いをお願いします。）

　○更新登録

　　１件につき12,000円（福島県収入証紙によりお支払いをお願いします。）

（別表）福島県内の登録申請受付機関

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所を置く市町村 | 行政機関名 | 連絡先 |
| 県北地方振興局管内のみ | 県北地方振興局  県民環境部県民生活課 | 福島市杉妻町2-16  福島県庁北庁舎４階  024-521-2709 |
| 県中地方振興局管内のみ | 県中地方振興局  県民環境部県民生活課 | 郡山市麓山1-1-1  024-935-1295 |
| 県南地方振興局管内のみ | 県南地方振興局  県民環境部県民生活課 | 白河市昭和町269  0248-23-1548 |
| 会津地方振興局管内のみ | 会津地方振興局  県民環境部県民生活課 | 会津若松市追手町7-5  0242-29-5295 |
| 南会津地方振興局管内のみ | 南会津地方振興局  県民環境部県民環境課 | 南会津郡南会津町田島  字根小屋甲4277-1  0241-62-2062 |
| 相双地方振興局管内のみ | 相双地方振興局  県民環境部県民生活課 | 南相馬市原町区錦町1-30  0244-26-1144 |
| いわき地方振興局管内のみ | いわき地方振興局  県民部県民生活課 | いわき市平字梅本15番地  0246-24-6203 |
| 複数の地方振興局の管内に営業所を置く場合 | 福島県  危機管理部消防保安課 | 福島市杉妻町2-16  福島県庁北庁舎３階  024-521-7189 |

|  |
| --- |
| （登録の申請）  第４条　前条第１項又は第３項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次の事項を記載した登録申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。  一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  二　営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類  三　法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名  四　第19条第１項に規定する主任電気工事士の氏名（同条第２項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名）並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号  ２　前項の登録申請書には、登録申請者が第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。 |

|  |
| --- |
| （登録の申請）  第２条　法第４条第１項の規定により法第３条第１項または第３項の登録の申請をしようとする者は、様式第１または様式第２による申請書を、２以上の都道府県の区域内に営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは経済産業大臣（電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令（昭和45年政令第327号。以下「令」という。）第２条第１項に規定する者にあつては、その者の営業所の所在地を管轄する産業保安監督部長。以下同じ。）に、１の都道府県の区域内にのみ営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  ２　法第４条第２項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。  一　登録申請者が法第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者であることを誓約する書面  二　主任電気工事士が法第６条第１項第１号から第４号までに該当しない者であることを誓約する書面  三　主任電気工事士が登録申請者の従業員であることを証する書面  四　主任電気工事士及び法第19条第２項の場合においては同項の規定に該当する者（以下「主任電気工事士等」という。）が、第一種電気工事士である場合はその者が第一種電気工事士免状の交付を受けていることを証する書面、第二種電気工事士である場合はその者が第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上の実務の経験を有する者であることを証する書面  五　登録申請者が法人である場合にあつては、その法人の登記事項証明書 |

|  |
| --- |
| １．法第４条（登録の申請）関係  (1)　電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第２条第２項第４号に掲げる書面については、申請に係る主任電気工事士等（規則第２条第２項第４号に規定する主任電気工事士等をいう。以下同じ。）が第一種電気工事士である場合は①の書面、第二種電気工事士である場合は①及び②の書面とする。なお、法第３条第３項の更新の登録の場合において主任電気工事士等に変更がない場合は、①及び②の書面の添付は要しない。  ① 主任電気工事士等の電気工事士免状の写し又はその者が電気工事士であることの証明書  ②　主任電気工事士等実務経験証明書  イ　主任電気工事士等が登録申請者に雇用されている場合又は主任電気工事士等が登録申請者本人である場合にあっては様式例１による書面  ロ　主任電気工事士等が他の電気工事業者等に雇用されていた場合にあっては様式例２による書面。ただし、当該他の電気工事業者等の死亡等正当な理由により証明を受ける ことができない場合にあっては、これに代えて、電気工事に関し３年以上の実務の経験を有する者であることを確実に証する書面（例：各都道府県電気工事業工業組合その他電気工事業に係る法人格を有する団体が実地調査等の結果発行する当該主任電気工事士等の実務の経験を証する書面）  (2)　(1)の規定は、規則第12条第３項のみなし登録電気工事業者に対しても適用する。 |

**１　この条で決まっていること**

　　登録電気工事業者として登録又は更新を申請しようとする者は、次の書類を提出すること。

　○様式第１（新規の場合）、又は、様式第２（更新の場合）

　○法第４条第２項に規定する書面として、規則第２条第２項の一～五に規定する書面。

　○規則第２条第２項の四として、主任電気工事士を…

　　■第１種電気工事士の者を登録する場合

　　　◇主任電気工事士等の電気工事士免状の写し又はその者が電気工事士であることの証明書

　　■第２種電気工事士の者を登録する場合

　　　◇主任電気工事士等の電気工事士免状の写し又はその者が電気工事士であることの証明書

◇主任電気工事士等実務経験証明書（様式例１又は様式例２のどちらか）

▲様式例１：主任電気工事士等が登録申請者に雇用されている場合又は主任電気工事士等が登録申請者本人である場合）

▲様式例２：主任電気工事士等が他の電気工事業者等に雇用されていた場合

**２　参考**

　○　主任電気工事士は、同じ社内の他の営業所にも、他社の営業所にも兼任として登録をすることはできない。（Ａさんが㈱ＢのＣ営業所の主任電気工事士となっていれば、㈱ＢのＤ営業所や㈱Ｅの主任電気工事士にはなれません。）

　○　内規(1)②ロで実務経験を証明するものは、電気工事業者の登録を受けている、又は、通知済である必要があります。

|  |
| --- |
| （登録の実施）  第５条　経済産業大臣又は都道府県知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第１項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第１項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録電気工事業者登録簿に登録しなければならない。 |

|  |
| --- |
| （登録簿）  第３条　法第５条の登録電気工事業者登録簿は、様式第３によるものとする。 |

|  |
| --- |
| ２．法第５条（登録の実施）関係  (1)　登録番号は、登録行政庁及び登録年次が直ちに判別できるように、次のとおり付する。  ①　経済産業大臣登録にあっては、「経済産業大臣登録第 号」  ②　産業保安監督部長登録にあっては、「○○産業保安監督部長登録第 号」  ※各監督部長による事務委任により支部長又は監督署長が登録事務を行う場合にあっては、「○○産業保安監督部○○支部長登録第 号」のように処理されたい。  ③　都道府県知事登録にあっては、「○○都・道・府・県知事登録第 号」  　　　　なお、番号は暦年ごとに整理し、その頭にその年の数字を付するものとする。（例えば、東京都知事が2019年に101番目に登録する者の登録番号は、「東京都知事登録第2019101号」とする。）  (2)　登録電気工事業者に対して法第17条第２項、第27条第１項若しくは第２項又は第28条第１項の規定による処分をしたときは、その処分について、処分をした日、処分の内容等を登録簿に記載する。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録の申請を受けた経済産業大臣、又は、都道府県知事は、その登録を拒否する場合以外は、遅滞なく（概ね１ヶ月以内）には、必要事項を様式第３の登録電気工事業者登録簿に登録する必要があります。

　○　また、法第17第２項に基づく工事の差し止め、法第27条第１項、第２項に基づく危険防止措置、法第28条第１項に基づく登録の取消（期間を定めての一時停止を含む）をした場合、その処分内容を登録電気工事業者登録簿に記載しなくてはなりません。

**２　参考**

　　福島県では、県庁消防保安課、又は各地方振興局で登録の受付を行っており、その受付けた機関により更に番号を設定して附番しています。

|  |
| --- |
| （登録の拒否）  第６条　経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の１に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  一　この法律、電気工事士法第３条第１項、第２項若しくは第３項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第１項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者  二　第28条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から２年を経過しない者  三　登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの  四　第28条第１項又は第２項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの  五　法人であつて、その役員のうちに前４号の１に該当する者があるもの  六　営業所について第19条に規定する要件を欠く者  ２　経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　　登録電気工事業者を営もうとして申請をしている際、その申請をしている者が上記一～六である場合や、登録に必要な書類に虚偽が認められた場合、記載の欠如があった場合は、経済産業大臣、又は、都道府県知事はその登録の拒否をすることができます。

　　この場合、登録を申請している者にはその理由を示して通知します。

**２　参考**

　　登録の拒否事由を隠ぺいするなどして法第３条による登録、更新を受けた場合、無許可営業と同じ扱いとなり、１年以下の懲役、又は、10万円以下の罰金、もしくは、両方を併科されることになります。

|  |
| --- |
| （登録証の交付）  第７条　経済産業大臣又は都道府県知事は、第３条第１項又は第３項の登録をしたときは、登録証を交付する。  ２　前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。  一　登録の年月日及び登録番号  二　氏名又は名称及び住所 |

|  |
| --- |
| （登録証）  第４条　法第７条第１項の登録証は、様式第４によるものとする。 |

**１　この条で決まっていること**

　　登録電気工事業者として登録、又は、更新登録を受けた者には、経済産業大臣、又は、都道府県知事から必要事項が記載された登録証が交付されます。

|  |
| --- |
| （登録行政庁の変更の場合における経過措置等）  第８条　経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者がその登録を受けた後１の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気工事業を営もうとするときは、その日から30日間は、当該登録は、なおその効力を有するものとする。その者がその期間内に第３条第１項の都道府県知事の登録を申請した場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。  ２　前項に規定する者は、同項前段に規定する場合に該当して第３条第１項の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。  ３　都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者は、その登録を受けた後次の各号の１に該当して引き続き電気工事業を営もうとする場合（次条第１項の規定により他の登録電気工事業者の地位を承継したことにより次の各号の１に該当して引き続き電気工事業を営もうとする場合を除く。）において第３条第１項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。  一　２以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。  二　当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の１の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。 |

|  |
| --- |
| （登録行政庁の変更の届出）  第５条　法第８条第２項または第３項の規定により登録行政庁の変更の届出をしようとする者は、様式第５による届出書を経済産業大臣または従前の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　　まとめると次の例のとおりの対応が必要となります。

　（例１）

　　現　在：福島県と宮城県に営業所がある…経済産業大臣（産業保安監督部長）登録

　　変更後：宮城県の営業所を廃止する。（福島県のみに営業を置く）

　　対　応：福島県知事に登録を申請する。

　　　　　　（経過措置：宮城県の営業所廃止後30日間は、従前の登録は有効）

　　　　　　登録後、経済産業大臣にその旨を届出。

　（例２）

　　現　在：福島県に営業所がある…福島県知事登録

　　変更後：宮城県にも営業所を置く。

　　対　応：経済産業大臣に登録を申請する。（経過措置なし）

　　　　　　登録後、福島県知事にその旨を届出。

　（例３）

　　現　在：福島県に営業所がある…福島県知事登録

　　変更後：福島県の営業所を廃止し、宮城県に営業所を置く。

　　対　応：福島県知事に廃止を届け出る。（経過措置なし）

宮城県知事に登録を申請する。

**２　参考**

　○　上記の例にかかわらず、従前の登録を廃止し、新規の登録を行うことでも差し支えありません。（やり方は自由です）

　○　新しい登録を受けた段階で、従前の登録は失効します。

　○　福島県内で転居を行った場合（登録した地方振興局の変更の有無を問わず）、第10条に規定する登録の変更で対応しています。

**３　違反をすると**

　　登録行政庁の変更の届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、法第42条により、１万円以下の過料が科せられます。

|  |
| --- |
| （承継）  第９条　登録電気工事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録電気工事業者について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録電気工事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第６条第１項第１号から第５号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。  ２　前項の規定により登録電気工事業者の地位を承継した者は、次の各号の１に該当するときは、その承継に係る事業であつて第３条第１項若しくは第３項の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条第１項若しくは第３項の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条第１項の経済産業大臣の登録を受けたものとみなす。  一　経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者が都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者の地位を承継したとき。  二　都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者が経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者の地位又は他の都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者の地位を承継したとき。  三　登録電気工事業者でない者が、同時に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者の地位を承継したとき、又は都道府県知事の登録を受けた２以上の登録電気工事業者の地位を承継したとき（その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く。）。  ３　第１項の規定により登録電気工事業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、承継の日（相続の場合にあつては、その相続の開始があつたことを知つた日）から30日以内に、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 |

|  |
| --- |
| （承継の届出）  第６条　法第９条第３項の規定により、登録電気工事業者の地位を承継した者は、様式第６（当該承継が法第９条第２項各号に該当するときは、様式第７）による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。  一　譲受けにより登録電気工事業者の地位を承継した者にあつては、様式第８による書面  二　登録電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、２以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第９による書面及び戸籍謄本  三　登録電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第10による書面及び戸籍謄本  四　合併により登録電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書  五　分割により登録電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第10の２による書面及びその法人の登記事項証明書  六　承継者が法第６条第１項第１号から第５号までに該当しないことを誓約する書面  ２　登録電気工事業者の地位を承継した者は、当該承継により登録証に記載された事項に変更があつたときは、法第10条の規定により、前項の届出書にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。 |

|  |
| --- |
| ３．法第９条（承継）関係  (1)　法第９条第２項の規定により、法第３条第１項の経済産業大臣の登録を受けたものとみなされた者から法第９条第３項の届出を受けた経済産業大臣又は産業保安監督部長は、従前の登録をした産業保安監督部長又は都道府県知事に対して、その旨通知する。  (2)　承継があった場合における登録の有効期間は、次のとおり取り扱う。  　　①　登録電気工事業者でない者が、一の登録電気工事業者の地位を承継したときは、被承継者の登録の有効期間の残期間  　　②　登録電気工事業者でない者が、二以上の登録電気工事業者の地位を承継したときは、各被承継者の登録の有効期間の残期間のうち最も長い期間  　　③　登録電気工亭業者が、他の登録電気工事業者の地位を承継したときは、自らの登録の有効期間の残期間  ④　二以上の登録電気工事業者の合併により設立された法人にあっては、各被承継者の有効期間の残期間のうち最も長い期間  (3)　承継に伴う登録証及び登録簿の取扱いは、次のとおりとする。  ①　承継者の登録番号は、(2)の①、②及び④については、その登録の有効期間の残期間が採用される被承継者の登録証の登録番号に、（２）の③については、自らの登録証の登録番号に、それぞれ統一する。  　　②　①に規定する登録証以外の被承継者の登録証についでは、承継の届出書に添付して返納させること。  　　③　登録簿は、承継の届出があったときは、①に規定する登録証に係る登録簿に統一整理することとし、必要な記載及び訂正を行うこと。  (4)　なお、承継に際して法第４条第１項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該承継の届出とは別に、その変更について法第１０条第１項の規定による届出を必要とする。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録電気工事業者の業が営業譲渡、相続、合併、分割により他の者に移った場合、法第６条で定める登録の拒否事由に該当しない限り、その移ったものに承継がなされます。

　　この場合、改めて新規に登録をする必要はなく、承継届と必要書類の提出により承継が認められことになります。

　○　本条で規定されている承継者は経済産業大臣登録の登録電気工事業者の場合ですが、福島県知事登録の登録電気工事業者の場合でも、同様の対応をしています。

　○　施行規則では必要書類の定め、事務処理要綱（内規）では、登録期間の残期間の考え方と登録証、及び登録簿の扱いについてさだめています。

　○　承継により営業所の名称や、役員の氏名等が変更になる場合、法第10条に規定する登録事項の変更の届出を同時に行う必要があります。

　※　なお、被承継者の手続きは特にありません。

**２　参考**

　言葉の定義等について補足します。

　○相続　　　　　　　　　　その電気工事業の包括承継を指し、分割承継は含まれません。

　　　　　　　　　　　　　　また、相続人は１人の場合、２人以上の場合がありますが、いずれも１つの電気工事業者と考えます。

　○分割　　　　　　　　　　法人を分割し、新設する法人に登録に係る電気工事業の全部を承継すること。

　○合併後存続する法人　　　合併する法人の一方が合併後に存続する場合（吸収合併）

　○合併により設立した法人　合併により新法人を設立する場合（新設合併）

　○登録電気工事業者の地位　電気工事業法に基づく権利義務、その他の法律関係のすべてを指し、電気工事業法以外の法律関係は含まれません。

　○承継　　　　　　　　　　承継の効果は民法の規定により、事業の譲渡、存続、又は、合併があったときに発生します。

　○相続の開始　　　　　　　民法の規定により、死亡によって開始されます。

**３　違反をすると**

　承継の届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、法第42条により、１万円以下の過料が科せられます。

|  |
| --- |
| （変更の届出）  第10条　登録電気工事業者は、第４条第１項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  ２　前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録電気工事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。  ３　第４条第２項の規定は第１項の規定による届出に、第５条及び第６条の規定は同項の規定による届出があつた場合に準用する。 |

|  |
| --- |
| （登録事項の変更の届出）  第７条　法第10条第１項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第11による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。  一　当該届出に係る変更が法人の役員に係るものであるときは、その者が法第６条第１項第１号から第４号までに該当しない者であることを誓約する書面  二　当該変更が営業所の設置または主任電気工事士等に係るものであるときは、第２条第２項第２号から第４号までに掲げる書面 |

|  |
| --- |
| ４．法第10条（変更の届出）関係  (1)　経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者がその登録を受けた後、一の産業保安監督部の管轄区域内にのみ営業所を有することとなったときは、法第10条第１項の届出は、当該産業保安監督部長に提出させる。  (2)　産業保安監督部長の登録を受けた登録電気工事業者がその登録を受けた後、二以上の産業保安監督部の管轄区域内に営業所を有することとなったときは、法第10条第１項の届出は、経済産業大臣に提出させる。  (3)　(1)及び(2)の変更事項の内容は変更前、変更後とも届出事項のすべてを記載することとし、添付書類は変更後の主任電気工事士の全員に関するものとする。  (4)　(1)に規定する届出に基づき登録をした産業保安監督部長及び(2)に規定する届出に基づき登録をした経済産業大臣は、従前の登録をした経済産業大臣又は産業保安監督部長に当該変更届出の写しを提出する。  (5)　登録証の記載事項に変更があったときの登録証の訂正は、次の方法により行う。  　　①　訂正する事項を赤線で抹消し、新しい記載事項をその下に記載し、訂正印を押す。  ②　登録証の裏面に訂正の内容及び年月日を裏書し、押印する。  　　　　なお、法第９条の規定による承継の場合において登録証を訂正するときも同様とする。 |

**１　この条で決まっていること**

　　登録の際に登録申請書に記載した事項（営業所の名称、住所、主任電気工事士に係る情報等）に変更があったときは、その変更が発生してから30日以内に変更の届出をしなければなりません。

**２　参考**

　　自らの意思に基づかない変更の場合も変更申請が必要です。（行政区画の変更による地番の変更等）

**３　違反をすると**

　　変更の届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、法第40条により、２万円以下の過料が科せられます。

**４　手数料**

　○１件につき2,200円（福島県収入証紙によりお支払いをお願いします。）

|  |
| --- |
| （廃止の届出）  第11条　登録電気工事業者は、電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 |

|  |
| --- |
| （廃止の届出）  第８条　法第11条の規定により電気工事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第12による届出書をその登録をした経済産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　　登録電気工事業者がその事業を廃止したときは、廃止した日から30日以内に登録をした経済産業大臣、又は、都道府県知事に届出が必要です。

**２　参考**

　○　廃止とは、電気工事に関する業の一切を止めることを指し、将来にわたって再開する見込みのない場合を指します。

　○　法第９条による承継をした被承継者は、この届出をする必要はありません。

　○　２つの営業所がある事業者で、１つの営業所のみを廃止する場合は、法第10条に規定する変更に係る届出が必要です。

**３　違反をすると**

　　廃止の届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、法第42条により、１万円以下の過料が科せられます。

|  |
| --- |
| （登録証の再交付）  第12条　登録電気工事業者は、登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に申請し、その再交付を受けることができる。 |

|  |
| --- |
| （登録証の再交付の申請）  第９条　法第12条の規定により登録証の再交付の申請をしようとする者は、様式第13による申請書をその登録をした経済産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。  ２　登録証をよごし、または損じて前項の申請をするときは、申請書に当該登録証を添えて、提出しなければならない。  ３　登録証を失つてその再交付を受けた者は、失つた登録証を発見したときは、遅滞なく、その登録をした経済産業大臣または都道府県知事にこれを提出しなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録証を汚してしまった場合、破損させてしまった場合、紛失してしまった場合、その再交付を受けることができます。

　○　汚してしまった場合、破損させてしまった場合は、その登録証を再交付申請の際に持参する必要があります。

　○　紛失してしまい、再交付を受けた後、紛失した登録証を発見した場合は、紛失していた登録証を返納する必要があります。

**２　手数料**

　○１件につき2,200円（福島県収入証紙によりお支払いをお願いします。）

|  |
| --- |
| （登録の失効）  第13条　都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者が第８条第３項に規定する場合において第３条第１項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。  ２　登録電気工事業者が第９条第２項の規定により第３条第１項の経済産業大臣の登録を受けたものとみなされたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。  ３　登録電気工事業者が電気工事業を廃止したときは、その者に係る第３条第１項又は第３項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　第８条による登録行政庁の変更申請がされ、新しい登録を受けた時点で、従前の登録は失効されます。

　（例） 福島県知事登録の登録電気工事業者が移転により、新たに宮城県登録の登録電気工事業者となった時点で、福島県の登録は失効されます。

　○　第９条による承継については、承継がなされた時点で従前の登録は失効されます。

　○　登録電気工事業者が電気工事業者を廃止した時点で従前の登録は失効されます。

**２　参考**

　○　一般的には、廃止の届出があって初めて登録行政庁は登録が失効した事実を知ることとなりますので、忘れずに廃止届を提出してください。

　※　廃止の届がない場合でも、登録行政庁がその廃止の事実を確認できる場合には、職権消除する場合があります。

|  |
| --- |
| （登録の消除）  第14条　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　法第13条に基づき、登録の失効があった登録電気工事業者の情報は、失効を確認した時点で、その登録を消除することになっています。

**２　参考**

　○　上記のほか、登録の取り消し、登録有効期間を経過したときにも、登録は消除されます。

|  |
| --- |
| （登録証の返納）  第15条　登録電気工事業者は、その登録が効力を失つたときは、その日から30日以内に、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事にその登録証を返納しなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録電気工事業者が、登録電気工事業者でなくなった場合、30日以内に交付を受けていた登録証を登録行政庁に返納の義務があります。

**２　参考**

　○　「その日から」とは…

　　・第13条（登録の失効）の各項に該当する場合、その項で定める失効を失った日。

　　・登録の取消となった場合、その旨の通知が到達した日。

**３　違反をすると**

　返納をしなかった場合、法第42条により、１万円以下の過料が科せられます。

|  |
| --- |
| （登録電気工事業者登録簿の謄本の交付等）  第16条　何人も、経済産業大臣又は都道府県知事に対し、その登録をした登録電気工事業者に関する登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。 |

|  |
| --- |
| （登録簿の謄本の交付または閲覧の請求）  第十条　法第十六条の規定により登録簿の謄本の交付または閲覧を請求しようとする者は、様式第十四による請求書を経済産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録行政庁に対してその登録簿の謄本の交付、又は、その登録簿の閲覧を請求することが誰でもできます。

**２　参考**

　○　登録行政庁の謄本であることである旨の証明がなされていることが必要です。

**３　手数料**

　○　謄本の交付の場合、用紙１枚につき600円（福島県収入証紙によりお支払いをお願いします。）

　○　閲覧の場合、１回につき440円（福島県収入証紙によりお支払いをお願いします。）

|  |
| --- |
| （登録の消除の場合における電気工事の措置）  第17条　第14条の規定により登録電気工事業者が登録を消除された場合においては、登録電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該登録電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除の後、遅滞なく、その旨を当該電気工事の注文者に通知しなければならない。  ２　経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該電気工事の施工の差止めを命ずることができる。  ３　第１項の規定による電気工事を引き続いて施工する者は、当該電気工事を完成する目的の範囲内においては、なお登録電気工事業者とみなす。  ４　電気工事の注文者は、第１項の規定による通知を受けた日から30日以内に限り、その電気工事の請負契約を解除することができる。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録の有効期限切れ、廃業等による登録の消除がありながら、請け負っていた電気工事については、その請け負っていた業務に限り、登録電気工事業がまだ残存しているとみなし、工事を継続することができます。

　○　ただし、この場合においては、請負元に登録電気工事業者として消除されていることを概ね１ヶ月以内には知らせておく必要があります。

　○　請負元も通知を受けて30日間は、損害賠償等なしに契約を解除することができます。

　○　なお、経済産業大臣、都道府県知事は電気保安上広く一般の利益を確保する上で必要があると認める場合、その工事を差し止めることができます。

**２　参考**

　○　一般承継人とは、他人の権利義務を一括して承継する者をいい、例として合併後に存続する法人や、合併により設立した法人がある。

**３　違反をすると**

　　登録の消除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続いて施行することを請負元に通知しなかった者は、法第40条により２万円以下の罰金が科せられます。

|  |
| --- |
| （自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等）  第17条の２　自家用電気工作物に係る電気工事（以下「自家用電気工事」という。）のみに係る電気工事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業を開始しようとする日の10日前までに、２以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣に、１の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。  ２　経済産業大臣に前項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後１の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気工事業を営もうとする場合において都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。  ３　都道府県知事に第１項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後次の各号の１に該当して引き続き電気工事業を営もうとする場合において経済産業大臣又は都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を従前の同項の規定による通知をした都道府県知事に通知しなければならない。  一　２以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。  二　当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の１の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。  ４　第10条第１項の規定は第一項の規定による通知に係る事項に変更があつた場合に、第11条の規定は通知電気工事業者が電気工事業を廃止した場合に準用する。この場合において、第10条第１項及び第11条中「その登録をした」とあるのは「第17条の２第１項の規定による通知をした」と、「届け出なければならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。 |

|  |
| --- |
| （通知）  第10条の２　法第17条の２第１項の規定により通知をしようとする者（以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第14の２による通知書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。  一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  二　営業所の名称及び所在の場所  三　法人にあつては、その役員の氏名  四　電気工事業の開始予定年月日  ２　前項の通知書には、通知者が法第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者であることを誓約する書面及び通知者が法人である場合にあつては、その法人の登記事項証明書を添付しなければならない。  （通知行政庁の変更の通知）  第10条の３　法第17条の２第２項又は第３項の規定により通知行政庁の変更の通知をしようとする者は、様式第14の３による通知書を経済産業大臣又は従前の通知をした都道府県知事に提出しなければならない。  （通知事項の変更の通知）  第10条の４　法第17条の２第４項において読み替えて準用する法第10条第１項の規定により変更の通知をしようとする者は、様式第14の４による通知書及び当該通知に係る変更が法人の役員に係るものであるときは、その者が法第６条第１項第１号から第４号までに該当しない者であることを誓約する書面を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。  （廃止の通知）  第10条の５　法第17条の２第４項において読み替えて準用する法第11条の規定により電気工事業の廃止の通知をしようとする者は、様式第14の５による通知書を法第17条の２第１項の規定による通知をした経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 |

|  |
| --- |
| ５．法第17条の２（自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等）関係  法第17条の２第１項の規定による通知については、次のとおり処理する。  (1)　通知を受理した場合は、規則様式第３の登録電気工事業者登録簿を例として作成した通知電気工事業者通知簿（(2)において「通知簿」という。）に所要事項を記載する。  (2)　電気工事業の開始の通知にあっては、通知事項を通知簿に記載した上、当該通知をした者に対し、２．(1)の規定の例によって整理番号（例えば、東京都知事通知第2019101号）を付した通知受理通知書を交付する。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　一般用電気工作物、及び、自家用電気工作物を扱う電気工事業者を登録電気工事業者としていたが、自家用電気工作物のみを扱う電気工事業者は通知電気工事業者として区分されます。

　○　通知電気工事業者は、その事業を始める10日前までに経済産業大臣（２以上の都道府県に営業所を設ける場合）、又は、都道府県知事（１の都道府県のみに営業所を設ける場合）に通知しなければなりません。

　○　経済産業大臣に通知をしていた通知電気工事業者が、１つの都道府県のみの営業所で引続き通知電気工事業者として営む場合、当該都道府県知事に新規の通知、経済産業大臣には変更の旨の通知をする必要があります。

　○　都道府県知事に通知をしていた通知電気工事業者が、２以上の都道府県の営業所で引続き通知電気工事業者として営む場合、経済産業大臣に新規の通知、従前の都道府県知事には変更の旨を通知する必要があります。

　○　都道府県知事に通知をしていた通知電気工事業者が、当該営業所を廃止して別の都道府県に営業所を引続き通知電気工事業者として営む場合、新しく営業所を置く都道府県知事に新規の通知、従前の都道府県知事には変更の旨の通知をする必要があります。

　○　経済産業大臣、又は、都道府県知事に通知していた事項が変更になった場合、概ね１ヶ月以内に変更になった旨を通知する必要があります。

**２　参考**

　○　登録電気工事業者と異なり、有効期間等はありません。

**３　違反をすると**

　○　第１項に規定する通知をしなかった場合、第４項に規定する変更の通知をしなかった場合、又は、虚偽の通知をした場合、法第40条の規定により２万円以下の罰金が科されます。

　○　第２項、第３項、又は、廃止の通知をしなかった場合、これらに係る虚偽の通知をした場合、法第42条の規定により１万円以下の罰金が科されます。

|  |
| --- |
| （事業開始の延期等の勧告）  第17条の３　経済産業大臣又は都道府県知事は、前条第１項の規定による通知があつた場合において、当該通知をした者が第６条第１項第１号から第５号までの１に該当する者であつて、その業務の適正な実施が確保されないおそれが明らかであると認めるときは、その者に対し、その事業を開始しようとする日の前日までに限り、事業の開始の延期その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　通知電気工事業者にかかる通知を受けた経済産業大臣、又は、都道府県知事は、通知をした者が登録電気工事業者の登録の拒否要件に該当する者に至ったことが数度にわたって確認されている者や、その内容が極めて悪質であると認められる場合、事業の開始前であれば、開始の延期や必要な措置を求める勧告をすることができます。

**２　参考**

　○　必要な措置とは、電気工事業者法人であり、その役員に極めて不適格な者が含まれている場合に、その者を役員から除くように勧告することが想定されています。

|  |
| --- |
| （省令への委任）  第18条　この章に定めるもののほか、登録の手続、登録電気工事業者登録簿の様式、第17条の２第１項の規定による通知の手続その他登録又は同項の規定による通知に関する手続的事項については、経済産業省令で定める。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　これまで第２章で触れてきた登録、通知に係る手続きや様式等は、各条で補足してきたとおりです。

電気工事業の業務の適正化に関する法律

第３章　業務

（参考）

太枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律（最新：R5.3.20）

細枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（最新：R5.3.20）

破線枠…電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）（最新：R2.12.28）

|  |
| --- |
| （主任電気工事士の設置）  第19条　登録電気工事業者は、その一般用電気工作物等に係る電気工事（以下「一般用電気工事」という。）の業務を行う営業所（以下この条において「特定営業所」という。）ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であつて第６条第１項第１号から第４号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。  ２　前項の規定は、登録電気工事業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であるときは、その者が自ら主としてその業務に従事する特定営業所については、適用しない。  ３　登録電気工事業者は、次の各号に掲げる場合においては、当該特定営業所につき、当該各号の場合に該当することを知つた日から２週間以内に、第１項の規定による主任電気工事士の選任をしなければならない。  一　主任電気工事士が第６条第１項第１号から第４号までの一に該当するに至つたとき。  二　主任電気工事士が欠けるに至つたとき（前項の特定営業所について、第１項の規定が適用されるに至つた場合を含む。）。  三　営業所が特定営業所となつたとき。  四　新たに特定営業所を設置したとき。 |

|  |
| --- |
| ６．法第19条（主任電気工事士の設置）関係  (1)　実務の経験とは、法第２条第１項に規定する電気工事の実務に従事した事実をいう。  (2)　電気工事の実務の内容（例えば、配線工事のみの作業、ネオンに関する工事のみの作業）によって、「実務の経験」に差を設けないこと。  (3)　法第２条第１項に規定する電気工事及びそれ以外の電気に関する工事（例えば電気事業の用に供する電気工作物を設置し、又は変更する工事）を兼ねて行っている電気工事業者に雇用されている電気工事士がいずれの工事にも従事している場合には、前者の工事に従事した期間のみを抜き出すことは事実上困難であるので、このような場合は全体として「実務の経験」として取り扱って差し支えない。  (4)　３年以上とは、必ずしも同一営業所において連続して３年以上電気工事の実務に従事していることを必要とせず、実務に従事した期間が通算して３年以上であればよい。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録電気工事業者は、その一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所（＝特定営業所）ごとに、主任電気工事士を置く必要があります。

　○　主任電気工事士に選任することができるのは、次のどちらかです。

　　・第１種電気工事士

　　・第２種電気工事士の免状を有し、電気工事の実務を３年以上有する者

　　※ともに、法第６条で定める登録の拒否要件に該当していないこと。

　○　いわゆる「１人親方」の場合、自ら業務に従事をするので、別の者を主任電気工事士として選任する必要はありません。

　○　登録電気工事業者は次の場合、該当になることを知った日から２週間以内に主任電気工事士を改めて選任する必要があります。

　　・選任している主任電気工事士が法第６条で定める登録の拒否要件に該当したとき

　　・主任電気工事士を欠くこととなったとき（詳細は下記）

　　・営業所が特定営業所になったとき

　　・新たに特定営業所を設置したとき

**２　参考**

　○　主任電気工事士として選任された者は、同じ事業者内の別の営業所の主任電気工事士になることはできません。また、他の事業者の営業所の主任電気工事士になることもできません。（兼任不可）

　○　第３項により新たに主任電気工事士を選任するときは、第10条に基づき、登録事項の変更の届け出が必要になります。

　※　従って、主任電気工事士を欠くことになってから…

　　・２週間以内に新しい主任電気工事士を選任

　　・30日以内に新しい主任電気工事士を選任したことを届出

　○　主任電気工事士を欠くこととなったときの具体例は、

　　・死亡した場合

　　・退職した場合

　　・事業所内で異動した場合

　　・旅行、病気、事故等により相当期間に渡り一般用電気工事の作業を管理することが不可能となった場合　…などが考えられます。

**３　違反をすると**

　　主任電気工事士を選任しなかった者は、法第39条により３万円以下の罰金が科せられます。

|  |
| --- |
| （主任電気工事士の職務等）  第20条　主任電気工事士は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければならない。  ２　一般用電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務を行うため必要があると認めてする指示に従わなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　　第19条では、一般用電気工事の作業の管理のため、主任電気工事士を選任することが規定されていましたが、この条では、その業務を誠実に行うことと、一般用電気工事の作業従事者は主任電気工事士の指示に従うこととされています。

**２　参考**

　　主任電気工事士の具体的な業務として次のような例が挙げられています。

　・　法第21条の規定により、電気工事士でない者を電気工事の作業に従事しないこと　　を監視すること

　・　法第23条の規定により、表示のない電気用品の使用を監視すること

　・　法第27条第１項、第２項の規定により、危険等防止命令を受けた場合、それを遵守すること

　・　電気設備の技術基準の適合性等電気関係法規を遵守すること

　・　法第29条の規定による立入検査を受ける場合に立ち会うこと

　・　一般用電気工事の検査結果を確認すること

　・　法第26条に定める帳簿の記載を管理監督すること

　・　その他、一般用電気工事に関する一般的な事柄を管理監督すること

|  |
| --- |
| （電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止）  第21条　電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士でない者を自家用電気工事（特殊電気工事（電気工事士法第３条第３項に規定する特殊電気工事をいう。第３項において同じ。）を除く。）の作業（同条第一項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。  ２　登録電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士又は第二種電気工事士でない者を一般用電気工事の作業（電気工事士法第３条第２項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。  ３　電気工事業者は、その業務に関し、特種電気工事資格者（電気工事士法第３条第３項に規定する特種電気工事資格者をいう。）でない者を当該特殊電気工事の作業（同項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。  ４　電気工事業者は、第１項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者（電気工事士法第３条第４項に規定する認定電気工事従事者をいう。）を簡易電気工事（同項に規定する簡易電気工事をいう。）の作業に従事させることができる。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　第１種電気工事士以外の者は自家用電気工事の作業を行うことはできません。

※特殊電気工事、即ちネオン工事、及び、非常用予備発電工事、工事材料の運搬等、保安確保上特に重要性をもたない作業や、電気工事士の実施する作業の補助等を除く

　○　第１種電気工事士、及び、第２種電気工事士以外の者は軽微な作業以外の一般用電気工事の作業をすることはできません。

　○　特殊電気工事資格者以外の者は特殊電気工事の作業をすることはできません。

　　※特殊電気工事資格者の実施する作業の補助を除く

　○　認定電気工事従事者は簡易電気工事（電圧600Ｖ以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事（電線路に係るものを除く）については作業をすることができます。

**２　違反をすると**

　　電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させた者は、法第37条により、３ヵ月以下の懲役、３万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

|  |
| --- |
| （電気工事を請け負わせることの制限）  第22条　電気工事業者は、その請け負つた電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　電気工事業者は請け負った工事業務を全て行う必要はなく、下請けに出したり、委託することはできるが、これらの者が電気工事業者でなくてはなりません。

**２　参考**

　○　電気工事業者以外の者が電気工事を請け負うことを禁止した条文ではありません。

　※　１件の請負金額が500万円以上の工事については、建設業法の許可を受けた建設業者でなくてはならず、施工する者は電気工事業者でなくてはなりません。

**３　違反をすると**

　　電気工事業者でない者に電気工事を請け負わせた者は、法第37条により、３ヵ月以下の懲役、３万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

|  |
| --- |
| （電気用品の使用の制限）  第23条　電気工事業者は、電気用品安全法第10条第１項の表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。  ２　電気用品安全法第27条第２項の規定は、前項の場合に準用する。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　電気用品安全法第10条では、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は検査により経済産業省が定める技術適合基準が満たされた場合、その電気用品に表示を行うことができ、電気工事業者はその表示がなされているもの以外を電気工事に使用してはいけないこととされています。

**２　参考**

　○　電気用品安全法では、電気用品の定義の１つとして、一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料で、政令で定めるものとされています。これに照らすと、電気ドリルは一般用電気工作物を構成するものではない電気用品なので、本上の対象とはなりません。

　○　電気用品安全法の規定により特定用途向けとして承認を受けた電気用品については、所定の表示がなくても電気工事に使用することが可能です。

**３　違反をすると**

　　所定の表示のない電気用品を使用した者は、法第38条の規定により、10万円以下の罰金が科せられます。

|  |
| --- |
| （器具の備付け）  第24条　電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定める器具を備えなければならない。 |

|  |
| --- |
| （器具）  第11条　法第24条の経済産業省令で定める器具は、次のとおりとする。  一　自家用電気工事の業務を行う営業所にあつては、絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置並びに絶縁耐力試験装置（継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置にあつては、必要なときに使用し得る措置が講じられているものを含む。）  二　一般用電気工事のみの業務を行う営業所にあつては、絶縁抵抗計、接地抵抗計並びに抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計 |

**１　この条で決まっていること**

　○　電気工事業者が備えておくべき器具が定められています。

　　・登録電気工事業者は規則第11条の第１項、第２項に定められた器具

　　・通知電気工事業者は規則第11条の第１項に定められた器具

　…を備えておく必要があります。

**２　参考**

　○　継電器試験装置、絶縁耐力試験装置は主に設備完成時の検査で使うため、使用頻度が少ないことから、賃貸契約や、他の自社の営業所から必要時に持ってきて検査する措置が取られていることが確認できれば、それは備え付けていると判断されます。

**３　違反をすると**

　　施行規則第11条に定められた器具を備えなかった電気工事業者は、法第39条の規定により、３万円以下の罰金が科せられます。

|  |
| --- |
| （標識の掲示）  第25条　電気工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 |

|  |
| --- |
| （標識の掲示）  第12条　法第25条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。  一　登録電気工事業者にあつては、次に掲げる事項  イ　氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名  ロ　営業所の名称及び当該営業所の業務に係る電気工事の種類  ハ　登録の年月日及び登録番号  ニ　主任電気工事士等の氏名  二　通知電気工事業者にあつては、次に掲げる事項  イ　氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名  ロ　営業所の名称  ハ　法第十七条の二第一項の規定による通知の年月日及び通知先  ２　法第25条の規定により、登録電気工事業者は様式第15による標識を、通知電気工事業者は様式第15の２による標識を、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに掲げなければならない。ただし、電気工事が１日で完了する場合にあつては、当該電気工事の施工場所については、この限りでない。  ３　法第34条第２項の規定により登録電気工事業者とみなされた者（以下「みなし登録電気工事業者」という。）については、前２項の規定は、第１項第１号ハ中「登録の年月日及び登録番号」とあるのは「法第34条第４項若しくは附則第３条第２項又は電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第84号）第２条の規定による改正前の法第34条第３項の規定による届出の年月日及び届出先」と、前項中「様式第15」とあるのは「様式第16」と読み替えて適用する。  ４　法第34条第３項の規定により通知電気工事業者とみなされた者（以下「みなし通知電気工事業者」という。）については、第１項及び第２項の規定は、第１項第２号ハ中「法第17条の２第１項の規定による通知の年月日及び通知先」とあるのは「法第34条第５項又は電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第13条第２項の規定による通知の年月日及び通知先」と、第２項中「様式第15の２」とあるのは「様式第16の２」と読み替えて適用する。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　電気工事業者は、営業所と電気工事の施工場所ごとに、見やすい場所に必要事項を記載した標識（一部様式指定あり）を掲示することとされています。

**２　参考**

　○　経済産業省からの通達により、事業者のホームページにも標識の内容を記載することが求められています。（現段階では「依頼」とされています。）

　○　様式例は次のとおりです。

　　(1)登録電気工事業者（縦35cm以上、横40cm以上のサイズ規定あり）

|  |  |
| --- | --- |
| 登録電気工事業者登録票 | |
| 登録番号 | 福島県知事登録　第○○○○○号 |
| 登録の年月日 | 令和○○年○○月○○日 |
| 氏名又は名称 | 株式会社○○電気 |
| 代表者の氏名 | 福島　○太郎 |
| 営業所の名称 | 株式会社○○電気　○○営業所 |
| 電気工事の種類 | 一般用電気工作物・自家用電気工作物 |
| 主任電気工事士等の氏名 | 福島　○次郎 |

　　(2)通知電気工事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 通 知 電 気 工 事 業 者 通 知 済 票 | |
| 通知先 | 福島県知事通知第○○○○○号 |
| 通知の年月日 | 令和○○年○○月○○日 |
| 氏名又は名称 | 株式会社○○電気 |
| 代表者の氏名 | 福島　○太郎 |
| 営業所の名称 | 株式会社○○電気　○○営業所 |

　　(3)みなし登録電気工事業者（縦35cm以上、横40cm以上のサイズ規定あり）

|  |  |
| --- | --- |
| 登録電気工事業者届出済票 | |
| 届出先 | 福島県知事届出第○○○○○号 |
| 届出の年月日 | 令和○○年○○月○○日 |
| 氏名又は名称 | 株式会社○○電気 |
| 代表者の氏名 | 福島　○太郎 |
| 営業所の名称 | 株式会社○○電気　○○営業所 |
| 電気工事の種類 | 一般用電気工作物・自家用電気工作物 |
| 主任電気工事士等の氏名 | 福島　○次郎 |

　　(4)みなし通知電気工事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 通 知 電 気 工 事 業 者 通 知 済 票 | |
| 通知先 | 福島県知事通知第○○○○○号 |
| 通知の年月日 | 令和○○年○○月○○日 |
| 氏名又は名称 | 株式会社○○電気 |
| 代表者の氏名 | 福島　○太郎 |
| 営業所の名称 | 株式会社○○電気　○○営業所 |

**３　違反をすると**

○　標識を掲げなかった者は、法第42条の規定により１万円以下の罰金が科せられます。

|  |
| --- |
| （帳簿の備付け等）  第26条　電気工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 |

|  |
| --- |
| （帳簿）  第13条　法第26条の規定により、電気工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、電気工事ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。  一　注文者の氏名または名称および住所  二　電気工事の種類および施工場所  三　施工年月日  四　主任電気工事士等および作業者の氏名  五　配線図  六　検査結果  ２　前項の帳簿は、記載の日から５年間保存しなければならない。  （電磁的方法による保存）  第13条の２　前条第１項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第26条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。  ２　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　電気工事業者は経済産業省で定められた事項が記載された帳簿を備え付け、５年間保存することが求められています。

　○　帳簿の形式として、紙媒体でもパソコン等での電磁媒体でもどちらでも構いません。

**２　参考**

　○　立入検査の際に必ず確認するものです。記入漏れが散見されますので、備え付け、保存だけでなく、正しい記入等にも注意をお願いします。

　○　帳簿の様式に決まったものはありません。

しかし、電気工事業者の業界では「施工証明書（兼お客様電気設備図面）」を使用する動きが広くあります。

当該書面が法令で定める６項目を具備しているようなものであれば、帳簿として使用することは差し支えありません。

**３　違反をすると**

　　帳簿に記載しなかった、虚偽の記載をした、保存をしなかった者は、法第42条により１万円以下の罰金が科せられます。

電気工事業の業務の適正化に関する法律

第４章　監督

（参考）

太枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律（最新：R5.3.20）

細枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（最新：R5.3.20）

破線枠…電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）（最新：R2.12.28）

|  |
| --- |
| （危険等防止命令）  第27条　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者又はこれらに第17条の２第１項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の１に該当するときは、当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  一　登録電気工事業者又はこれらに第17条の２第１項の規定による通知をした通知電気工事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であるとき。  二　第23条又は第24条の規定に違反して電気工事業を営んでいるとき。  ２　都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者又は他の都道府県知事に第17条の２第１項の規定による通知をした通知電気工事業者であつて当該都道府県の区域内において業務を行うものが前項各号の１に該当する場合においては、当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者に対し、当該都道府県の区域内における業務に関し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  ３　都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録電気工事業者の登録をし又は当該通知電気工事業者に係る第17条の２第１項の規定による通知を受けた都道府県知事に通知しなければならない。  ４　経済産業大臣は、都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者又は都道府県知事に第17条の２第１項の規定による通知をした通知電気工事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、当該都道府県知事に対し、同項の規定による命令に関し、必要な指示をすることができる。 |

|  |
| --- |
| ７．法第27条（危険等防止命令）関係  産業保安監督部長は、経済産業大臣の登録に係る登録電気工事業者又は経済産業大臣に通知をした通知電気工事業者に対し、法第27条第１項の規定による危険等防止命令を行った場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に通知する。  なお、本規定はみなし登録電気工事業者及び規則第12条第４項のみなし通知電気工事業者に対しても適用する。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録電気工事業者、通知電気工事業者が次に該当する場合、当該電気工事業者に対し経済産業大臣、又は、都道府県知事は電気工事による危険や障害の発生の防止のために必要な措置を講じるよう命令することができます。

　　・　当該電気工事業者が故意、過失により電気工事を粗雑にしたために、危険や障害が発生した、又は、発生するおそれが大であるとき

　　・　法第23条（電気用品の使用の制限）、第24条（器具の備え付け）に違反して電気工事業を営んでいるとき

　○　例えば宮城県登録の登録電気工事業者の施工場所が福島県で、その施行が粗雑で影響がでるおそれが大である場合、福島県知事が必要な措置を命じることができ、命じた場合福島県知事は宮城県知事に命じたことを通知します。

　※　これは経済産業大臣登録の電気工事業者に対して都道府県知事が、又は、都道府県知事登録に対して経済産業大臣が命じることも可能になっています。

**２　参考**

○　「故意又は過失により…」とは、次のような例があります。

・　営利目的のため、保安上の施工工程を手抜きした

・　施工場所の状態から判断して保安上無理な注文であるにもかかわらず受注して工事を完成させたり

・　当然行うべき検査を実施しなかったことで感電事故、漏電による火災、停電等の事故が他の電気工作物へ波及する事故（障害）が生じるおそれがある場合

　○　この規定は法第34条で規定するみなし電気工事業者にも適用されます。

|  |
| --- |
| （登録の取消し等）  第28条　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者が次の各号の１に該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内に期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  一　第６条第１項第１号、第３号又は第５号の規定に該当することとなつたとき。  二　第10条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  三　第19条第３項、第21条第１項、第２項若しくは第３項又は第22条の規定に違反したとき。  四　前条第１項又は第２項の規定による命令に違反したとき。  五　不正の手段により第３条第１項又は第３項の登録を受けたとき。  ２　経済産業大臣又は都道府県知事は、これらに第17条の２第１項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の１に該当するときは、６月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。  一　第６条第１項第１号、第３号又は第５号の規定に該当することとなつたとき。  二　第17条の２第４項において準用する第10条第１項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。  三　第21条第１項若しくは第３項又は第22条の規定に違反したとき。  四　前条第１項又は第２項の規定による命令に違反したとき。  ３　経済産業大臣又は都道府県知事は、前２項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。  ４　第17条第１項の規定は、登録電気工事業者又は通知電気工事業者が第１項又は第２項の規定により事業の停止を命ぜられた場合に準用する。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　登録電気工事業者は次に該当する場合、経済産業大臣、又は、都道府県知事から登録の取り消し、又は、６ヵ月以内の事業の全部、もしくは、一部が命じられます。

　　・　法第６条の登録の拒否要件に該当することとなったとき

　　・　変更の届け出をしなかった、又は、虚偽の届出をしたとき

　　・　主任電気工事士の選任をしなかったとき

　　・　電気工事士でないものを電気工事に従事させたとき

　　・　電気工事業者でないものに電気工事業を請け負わせたとき

　　・　危険防止命令に違反したとき

　　・　不正な手段により登録（登録更新）をしたとき

　○　通知電気工事業者は次に該当する場合、経済産業大臣、又は、都道府県知事から６ヵ月以内の事業の全部、もしくは、一部が命じられます。

　　・　法第６条の登録の拒否要件に該当することとなったとき

　　・　変更の届け出をしなかった、又は、虚偽の届出をしたとき

　　・　主任電気工事士の選任をしなかったとき

　　・　電気工事士でないものを電気工事に従事させたとき

　　・　電気工事業者でないものに電気工事業を請け負わせたとき

　　・　危険防止命令に違反したとき

　　・　不正な手段により登録（登録更新）をしたとき

　○　登録の取消が発生した場合、その理由を記した書面が経済産業大臣、又は、都道府県知事から通知があります。

　○　法第17条の規定による登録の消除があった場合の電気工事の措置については、この条において準用されます。

**２　参考**

　○　不正な手段により登録（登録更新）をしたときとは、次の例があります。

　　・　他の電気工事業者の主任電気工事士を自社の主任電気工事士と偽った

　　・　登録の拒否要件に該当するにもかかわらず、これを隠して登録（登録更新）をした

○　本条による処分をするときは、法第30条による聴聞を経てから行うこととされています。

　○　登録は通知が相手方に到達したときに、その効力を失うことになります。

**３　違反をすると**

　　事業の停止命令に違反をした場合、法第36条により１年以下の懲役、又は、10万円以下の罰金、もしくはこれら両方が併科されます。

|  |
| --- |
| （報告及び検査）  第29条　経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業大臣にあつては電気工事業を営むすべての者について、都道府県知事にあつては当該都道府県の区域内で電気工事業を営む者（経済産業大臣の登録を受けた者及び経済産業大臣に第17条の２第１項の規定による通知をした者を除く。）について、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に営業所、電気工事の施行場所その他業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、個人の居住の用に供されている場所は、関係者の承諾を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。  ２　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |

|  |
| --- |
| （立入検査の身分証明書）  第14条　法第29条第２項の証明書は、様式第17によるものとする。 |

|  |
| --- |
| ８．法第29条（報告及び検査）関係  経済産業大臣又は産業保安監督部長は、他の行政庁の登録に係る登録電気工事業者若しくは他の行政庁に通知した通知電気工事業者に対して報告を求め、又は立入検査を行ったときは、その内容等をその登録又は通知に係る行政庁に通知する。  なお、本規定はみなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しても適用する。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　経済産業大臣は全ての電気工事業者について、都道府県知事は当該都道府県内で電気工事業を営む当該都道府県知事登録の登録電気工事業者について、法律の範囲内で業務に係る報告を求めたり、立入検査をすることができます。

　○　立入検査に際しては身分証明書の携帯が必要となります。

**２　違反をすると**

　○　報告をしなかった場合、虚偽の報告をした場合は、法第40条の規定により２万円以下の罰金が科せられます。

　○　検査を拒んだ場合、検査を妨げた場合、検査から忌避した場合、質問に答えなかった場合、虚偽の答弁をした場合は、いずれも法第40条の規定により２万円以下の罰金が科せられます。

|  |
| --- |
| （聴聞の特例）  第30条　経済産業大臣又は都道府県知事は、第28条第１項又は第２項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成５年法律第88号）第13条第１項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。  ２　第28条第１項又は第２項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  ３　前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第１項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　法第28条による登録の取消を命令するときは、あらかじめ相手方やその他の利害関係人の意見を聞くための聴聞を行ってからでないとできないことになっています。

**２　参考**

　○　聴聞を行わずに登録の取消の処分を行っても、それは無効となります。

|  |
| --- |
| （審査請求の手続における意見の聴取）  第31条　この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第11条第２項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。  ２　前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。  ３　第１項に規定する審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第２項から第５項までの規定を準用する。 |

|  |
| --- |
| （意見聴取会）  第15条　法第31条第１項の意見の聴取は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第２項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。  （意見聴取会の予告）  第16条　議長は、意見聴取会を開こうとするときは、意見聴取会の期日の21日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の内容を審査請求人及び参加人に予告しなければならない。  （参考人）  第17条　議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員及び学識経験のある者その他参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。  （利害関係人）  第18条　利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。  （意見聴取会における陳述等）  第19条　意見聴取会において、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。  ２　意見聴取会で審査請求人又はその代理人が出席していないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつてその陳述に代えることができる。  （議長の議事整理権）  第20条　議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。  （期日又は場所の変更）  第21条　議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合は、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを審査請求人及び参加人又はこれらの代理人に通知しなければならない。  （調書）  第22条　議長は、意見聴取会について調書を作成し、当該事案の記録をつづらなければならない。  ２　前項の調書には、次の事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。  一　事案の表示  二　意見聴取会の期日及び場所  三　議長の職名及び氏名  四　審査請求人又は出席したその代理人の住所及び氏名  五　出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名  六　出席した行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人の氏名  七　弁論及び陳述又はこれらの要旨  八　証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目  九　その他意見聴取会の経過に関する主要な事項  （調書の閲覧）  第23条　審査請求人又はその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。参加人その他書面をもつて当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も、同様とする。  （聴聞）  第23条の２　行政手続法（平成５年法律第88号）第15条第１項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の21日前までに行わなければならない。  （意見聴取会に関する規定の準用）  第23条の３　第23条の規定は、聴聞に準用する。この場合において、「審査請求人」とあるのは、「当事者」と読み替えるものとする。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　行政不服審査法による審査請求、又は、異議申し立てに対して却下以外の採決、又は、決定をしようとするときには、事前に公開による意見聴取を行わなければならないこととされています。

電気工事業の業務の適正化に関する法律

第５章　雑則

（参考）

太枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律（最新：R5.3.20）

細枠……電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（最新：R5.3.20）

破線枠…電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）（最新：R2.12.28）

|  |
| --- |
| （手数料）  第32条　次に掲げる者（経済産業大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。  一　第３条第３項の更新の登録を受けようとする者  二　登録証の訂正を受けようとする者  三　登録証の再交付を受けようとする者  四　登録電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者  五　登録電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者 |

**１　この条で決まっていること**

　○　経済産業大臣に対して手続きを行う場合の手数料が決められています。

**２　参考**

　○　都道府県知事に対して手続きを行う場合の手数料は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により決められている。これによると次のとおりとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 納付しなければならない者 | 金　額 |
| 法第３条第１項による登録を受けようとする者 | １件につき22,000円 |
| 法第３条第３項による更新の登録を受けようとする者 | １件につき12,000円 |
| 法第10条第２項による登録証の訂正を受けようとする者 | １件につき12,200円 |
| 法第12条による登録証の再交付を受けようとする者 | １件につき12,200円 |
| 法第16条による登録電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者 | 用紙１枚につき600円 |
| 法第16条による登録電気工事業者登録簿の謄本の閲覧を請求しようとする者 | １回につき12,400円 |

|  |
| --- |
| （苦情の処理）  第33条　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者又はこれらに第17条の２第１項の規定による通知をした通知電気工事業者と注文者との間の電気工事に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　経済産業大臣、又は、都道府県知事に対して、電気工事に関して生じた苦情の処理のあっせん等に努めるべきことが定められています。

**２　参考**

　○　苦情の処理等のあっせんとは、注文者が電気工事業者に対し、比較的簡単な電気工事を依頼したにもかかわらず、正当な理由がなくその依頼に応じなかったことについて、苦情の申し立てがあった場合、両者の言い分を聞いて工事着手を推奨する、あるいは、他の電気工事業者を紹介する等のことを言います。

　○　あっせんとは、助言、勧告、指導等を言い、調停、仲裁は含まれません。

|  |
| --- |
| （建設業者に関する特例）  第34条　第２章及び第28条中登録の取消しに係る部分の規定は、建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に規定する建設業者には、適用しない。  ２　前項に規定する者であつて電気工事業を営むもの（次項に規定する者を除く。）については、前項に掲げる規定を除き、第３条第１項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。  ３　第１項に規定する者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、経済産業大臣又は都道府県知事に第17条の２第１項の規定による通知をした通知電気工事業者とみなしてこの法律を適用する。  ４　第１項に規定する者は、電気工事業を開始したとき（次項に規定する場合を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたとき、又は当該電気工事業を廃止したときも、同様とする。  ５　第１項に規定する者は、自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。その通知に係る事項について変更があつたとき、又は当該電気工事業を廃止したときも、同様とする。  ６　登録電気工事業者が建設業法第２条第３項に規定する建設業者となつたときは、その者に係る第３条第１項又は第３項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。 |

|  |
| --- |
| （みなし登録電気工事業者の届出）  第24条　法第34条第４項の規定により、みなし登録電気工事業者は、電気工事業を開始したときは、次に掲げる事項を記載した様式第18による届出書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。  一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  二　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号  三　電気工事業を開始した年月日  四　電気工事業を営む営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類  五　主任電気工事士等の氏名並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号  ２　前項の届出書には次の書類を添附しなければならない。  一　第２条第２項第２号および第４号に掲げる書面  二　主任電気工事士等（届出者である者を除く。）が届出者の役員または従業員であることを証する書面  第25条　法第34条第４項の規定により、みなし登録電気工事業者は、前条第１項第１号、第２号、第４号又は第５号に掲げる事項に変更があつたときは、様式第19による届出書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が営業所の設置又は主任電気工事士等に係るものであるときは、前条第２項各号に掲げる書類を添付しなければならない。  ２　法第34条第４項の規定により、みなし登録電気工事業者は、電気工事業を廃止したときは、様式第20による届出書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。  （みなし通知電気工事業者の通知）  第26条　法第34条第５項の規定により、みなし通知電気工事業者は、電気工事業を開始したときは、次に掲げる事項を記載した様式第21による通知書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。  一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  二　建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号  三　電気工事業を開始した年月日  四　電気工事業を営む営業所の名称及び所在の場所  第27条　法第34条第５項の規定により、みなし通知電気工事業者は、前条第１号、第２号又は第４号に掲げる事項に変更があつたときは、様式第22による通知書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。  ２　法第34条第５項の規定により、みなし通知電気工事業者は、電気工事業を廃止したときは、様式第23による通知書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 |

|  |
| --- |
| ９．法第34条（建設業者に関する特例）関係  (1)　法第34条第４項の規定による届出については、次のとおり処理する。  ①　届出を受理したときは、規則様式第３の登録電気工事業者登録簿を例として作成したみなし登録電気工事業者届出簿（②において「届出簿」という。）に所要事項を記載する。  ②　電気工事業の開始の届出にあっては、届出事項を届出簿に記載した上、当該届出者に対し、２．(1)の規定の例によって整理番号（例えば、東京都知事届出第2019101号）を付した届出受理通知書を交付する。  (2)　法第34条第５項の規定による通知については、次のとおり処理する。  ①　通知を受理したときは、規則様式第３の登録電気工事業者登録簿を例として作成したみなし通知電気工事業者通知簿（②において「通知簿」という。）に所要事項を記載する。  ②　電気工事業の開始の通知にあっては、通知事項を通知簿に記載した上、当該通知者に対し２．(1)の例によって整理番号（例えば、東京都知事み通第2019101号）を付した通知受理通知書を交付する。  (3)　変更の届出に係る変更事項の内容は変更前、変更後とも届出事項のすべてを記載することとし、添付書類は変更後の主任電気工事士の全員に関するものとする。  (4)　行政庁が変更になる場合は、規則第２５条第１項に規定する届出書又は規則第27条第１項に規定する通知書を変更後の行政庁及び従前の行政庁に、それぞれ提出させるものとするが、従前の行政庁への届出は、変更後の行政庁に提出する規則様式第19又は様式第22の余白に変更後の行政庁名と提出年月日を記載させるだけとし、添付書類は省略させる。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　第２章（第３条～第18条）、第28条の登録の取消に係る部分の規定は、建設業法で許可を受けている建設業者には適用されません。

　○　建設業者であって、法第３条に規定する電気工事業を営む者は、登録電気工事業者とみなします。（「みなし登録電気工事業者」といいます）

　○　建設業者であって、法第17条の２に規定する電気工事業を営む者は、通知電気工事業者とみなします。（「みなし通知電気工事業者」といいます）

　○　建設業者であって一般用電気工作物及び自家用電気工作物を扱う電気工事業を営もうとする者は、その旨を経済産業大臣、又は、都道府県知事に、概ね１ヵ月以内に届出をしなくてはいけません。

　○　上記届出を行った建設業者で、届出の内容に変更があった場合や、当該電気工事業を廃止した場合も同様に、概ね１ヵ月以内に届出をしなくてはいけません。

　○　建設業者であって自家用電気工作物を扱う電気工事業を開始した者は、その旨を経済産業大臣、又は、都道府県知事に、概ね１ヵ月以内に通知をしなくてはいけません。

○　上記通知を行った建設業者で、通知の内容に変更があった場合や、当該電気工事業を廃止した場合も同様に、概ね１ヵ月以内に通知をしなくてはいけません。

　○　登録電気工事業者が建設業法による建設業者となったときは、その時点で登録電気工事業者の登録の効力がなくなります。

**２　違反をすると**

　　業務の開始等の届出をしなかった場合、又は、虚偽の届出をした場合、法第40条により、２万円以下の罰金が科されます。

|  |
| --- |
| （権限の委任）  第35条　この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、産業保安監督部長に行わせることができる。 |

**１　この条で決まっていること**

　○　経済産業大臣の権限の事務については、産業保安監督部長にその任を行わせることができます。

**２　参考**

　○　福島県を管轄する産業保安監督部は次のとおりです。

　　・名称　関東東北産業保安監督部（東北支部）

　　・住所　〒980-0014　宮城県仙台市青葉区本町三丁目2番23号 仙台第2合同庁舎

　　・電話　022－263－1111（代表）